

## 大阪府医療機関食材料費高騰対策一時支援金支給要綱

### （目的）

第 1 条 入院時の食費に係る食材料費高騰の影響を受けている大阪府内の医療機関を支援することを目的に、医療機関を開設し、又は管理している者（以下「開設者等」という。）に対し、医療機関食材料費高騰対策一時支援金（以下「一時支援金」という。）を予算の範囲内において支給することとし、その支給に関して、「大阪府医療機関食材料費高騰対策一時支援金支給規則」（令和 6 年大阪府規則第 1 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （支給の要件等）

第 2 条 規則第 2 条第 1 号に規定の知事が別に定める日は、令和 8 年 9 月 1 日とする。

2 規則第 2 条第 2 号に規定の知事が別に定める期間は、前項に定める一時支援金の区分に応じた基準日から一時支援金の申請日までとする。

### （一時支援金の額）

第 2 条の 2 規則第 3 条に規定する知事が別に定める額は、3 千 2 百円とする。

### （一時支援金の支給の申請）

第 3 条 規則第 4 条に規定の知事が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）大阪府医療機関食材料費高騰対策一時支援金支給申請書（様式第 1 号）
  - （2）誓約書・同意書（様式第 2 号）
  - （3）各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる書類は、知事が別に定める日までに知事に対し提出するものとする。

### （一時支援金の支給の決定の通知）

第 4 条 規則第 6 条による通知は、開設者等への一時支援金の支払いをもって通知とみなす。

### （調査）

第 5 条 知事は、一時支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 一時支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた開設者等は前項の調査に協力しなければならない。

### （雑則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、一時支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 17 日から施行する。